



2025 年 12 月 1 日

各 位

会 社 名 abc 株式会社
代表者名 代表取締役社長 松田 元
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

業績連動型有償ストック・オプション（募集新株予約権）の発行に関するお知らせ

～中長期的な業績拡大及び企業価値増大の実現に向けた、スピードアップを図るため～

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役に対して、ストック・オプションとして下記のとおり新株予約権（第 18 回新株予約権）（以下、「本新株予約権」といいます。）を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権の公正価格に相当する払込金額の払込みにより有償にて発行され、その払込金額は本新株予約権を引き受ける者にとって特に有利な金額でないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 新株予約権を発行する目的及び理由

現在、当社はグループ事業の再編として、事業の選択と集中を意識しており、本業である金融サービス事業及び注力している Web3.0 関連事業の強化、推進をはじめとした中核となる既存事業に経営資源を集中させながら、事業価値を高めていくために当社グループ事業から派生する新たな収益化の模索も行っております。

特に、ビットコイン（BTC）、Solana（SOL）を最重要アセットと定義し、ミームコインの領域に注力したディーリング業務で一定程度の成果を上げており、当社の策定した「長期ビジョン・中期経営計画」に従い、当社は Web3.0 コングロマリット企業への変貌に向けて、（１）BTC21,000枚の保有、（２）Web3.0 支援先企業500社の確保、（３）C-PBRベースで1兆円の暗号資産の保有（Book valueベース）を最重要KPIとして掲げ、本件の実現に向けて邁進しております

今回、「長期ビジョン・中期経営計画」の達成に向け、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を実現していくために、より一層意欲及び士気を向上させ、当社の結束力をさらに高めることを目的とし、当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役に対して、有償にて新株予約権を発行いたします。

本新株予約権は、後述「II. 新株予約権の発行要領 3. 新株予約権の内容（6）新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、あらかじめ規定する業績目標の達成が行使条件とされており、その目標が達成されることは、当社の企業価値、株主価値の増大に資し、本新株予約権の発行は、当社の既存株主の皆様の利益に貢献できるものと認識しております。

また、行使条件の基準となる連結経常利益9,606百万円は今期の当社の業績予想値でもあり、連結経常利益に関しては、前期における実績値においても前期予想値を大きく上回っています。

その要因としては、当社子会社のabc CAPITAL株式会社（旧：GFA Capital株式会社）が昨年12月から開始しているミームコインを中心に積極投資をする暗号資産ディーリング運用において、当社が保有する暗号資産の売買益を踏まえた、当該ディーリング事業の利益が寄与したこと、この実績

は、今後の当社の暗号資産を戦略的に活用した新たな財務戦略「ハイブリッドトレジャリー戦略」の企画・設計・実行の支援、上場企業における暗号資産トレジャリー運用の主導を行っていくうえでも重要な布石となっており、当社が積極的に投資するミームコインは、基軸となる暗号資産のイーサリアム（ETH）などに交換できるものが多く、このイーサリアムなどを経由してビットコインに変えることが出来るので、ミームコインへの投資とその評価額は、間接的にはビットコインの保有にも繋がっていくと考えております。

また、当社のファイナンシャル・アドバイザー事業では、上場企業などに対して資金調達の支援を行い、上場企業へのエクイティ投資を自己で実施しており、トレーディングを含める売買利益の積み上げが利益率に大きく寄与をしており、キャッシュ化による売買回転率も高まって、高利益サイクルを生む結果を出しています。

これらの観点から、当社の業績目標値として、行使条件ともなる目標基準値に連結経常利益を設定いたしました。

なお、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社普通株式の総数は、2025年12月1日時点の発行済株式総数（34,188,719株）の議決権に対する割合で約7.3%に相当しますが、本新株予約権の発行は、業績連動型というこれまで当社が過去に発行した有償ストック・オプションとは性格性も異なり、直近の業績で黒字化した背景から更なるステップアップを加速化していくための重要な施策として、当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役の経営計画に対してコミットする意識を高め、中長期的な業績拡大のスピードを後押しすることから株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

25,000個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式2,500,000株とし、下記3.（1）により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権の払込金額及びその算定方法

本新株予約権と引換えに払い込まれる金銭の額は、本新株予約権1個当たり3円とする。第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社が、当社の株価情報等を考慮し、将来の業績の確率分布を基に標準正規乱数を繰り返し発生させることにより、業績による行使条件の達成確率が評価額に与える影響を加味した上で、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した評価額（株価280円、権利行使価格280円、ボラティリティ70.68%、権利行使期間（4年間）、リスクフリーレート1.231%、配当率0%、市場リスクプレミアム9.2%、対指数 β 0.804、クレジット・コスト23.01%等）を参考に、当該評価額と同額に決定したものである。上記払込金額について、当社監査役3名全員（うち3名が社外監査役）から、上記第三者機関による算定結果に照らし、本新株予約権の払込金額は、割当予定先に特に有利な発行価額には該当せず、適法である旨の意見を得ている。

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、当社普通株式100株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されてい

ない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、本新株予約権の発行を決議した当社取締役会開催日の前営業日（2025年11月28日）での東京証券取引所における当社株価の終値である280円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下、「行使期間」という。）は、2025年12月16日から2029年12月15日までとする。但し、2029年12月15日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日までの期間とする。

(4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使期間中のいずれかの期において、当社が提出した半期報告書における中間連結損益計算書（中間連結損益計算書を作成していない場合には中間損益計算書）に記載される連結経常利益、または有価証券報告書における連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書）に記載される連結経常利益が、以下の(a)から(d)に掲げる各水準を超過した場合に、割当てられた本新株予約権のうち、それぞれに対応した行使可能割合の本新株予約権の個数を限度として行使することができる。
 - (a) 連結経常利益が9,606百万円の25%（2,402百万円）を超過した場合 行使可能割合：25%
 - (b) 連結経常利益が9,606百万円の50%（4,803百万円）を超過した場合 行使可能割合：50%
 - (c) 連結経常利益が9,606百万円の75%（7,205百万円）を超過した場合 行使可能割合：75%
 - (d) 連結経常利益が9,606百万円の100%（9,606百万円）を超過した場合 行使可能割合：100%
 但し、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。

また、国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。
 - ② 新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。
 - ③ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。
 - (a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合
 - (b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合（但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。）
 - (c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合
 - (d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合
 - (f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

(g)就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(h)役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

- ④ 本新株予約権の権利行使期間の満了日前に新株予約権者が死亡した場合は、相続人のうち1名に限り本新株予約権を承継することができる。ただし、再承継はできない。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2025年12月16日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.（6）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3. (3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3. (3)に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4)に準じて決定する。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6)に準じて決定する。

- (9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5に準じて決定する。

- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

8. 新株予約権の割当てを受ける者及び数（予定）

当社取締役、執行役員及び従業員、子会社の取締役 37名 25,000個（2,500,000株）

なお、上記対象となる者の人数は、対象となる者の意向や当社として期待するコミット部分などを勘案して、配分とあわせて最終的に確定させていただきますので、本新株予約権の発行決議時点の予定人数であり増減することがあります。別途、割当日に確定内容を開示いたします。

9. 申込期日

2025年12月16日

10. 新株予約権と引換にする金銭の払込期日

2025年12月16日

以 上